㈡　イ㈡のみの要件に該当する自動車

100－（Ｌ１＋Ｌ２－1,000）×Ｗ÷Ｌ２（単位：パーセント）

ただし、上記式により算出した率が100－Ｗを下回る場合は100－Ｗとする。

㈠　上記式においてＬ１、Ｌ２、Ｗは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ｌ１：深夜割引時間帯毎の走行距離の合計（単位：キロメートル）

Ｌ２：走行距離（単位：キロメートル）

Ｗ：30

㈢　イ㈠かつイ㈡の要件に該当する自動車

100－((Ｌ１－Ｌ’１）×Ｗ＋Ｌ’１×Ｗ’１＋（Ｌ２－1,000）×Ｗ’２)÷Ｌ２(単位：パーセント)

ただし、上記式により算出した率が100－Ｗ’２を下回る場合は100－Ｗ’２とする。

㈠　上記式においてＬ１、Ｌ’１、Ｌ２、Ｗ、Ｗ’１、Ｗ’２は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ｌ１：深夜割引時間帯毎の走行距離の合計（単位：キロメートル）

Ｌ’１：経過措置時間帯の走行距離（単位：キロメートル）

Ｌ２：走行距離（単位：キロメートル）

Ｗ：30

Ｗ’１：20

Ｗ’２：Ｌ１とＬ’１が同一である場合は20、Ｌ１がＬ’１より大きい場合は30

ハ　適用する期間

中日本高速道路株式会社が別に定める期間とする。

㉑　深夜割引（コーポレート契約）経過措置

イ　割引をする自動車

⑲イに掲げる自動車のうち、次の㈠又は㈡のいずれかの要件に該当する自動車。

㈠　経過措置時間帯に、高速国道又は別添６に掲げる高速道路を流出する自動車。

㈡　走行距離が1,000キロメートルを超える自動車。

ロ　割引率等

本割引適用後の料金の額は、走行距離及び深夜割引時間帯の走行距離等に応じて、次により算出した率（ただし、距離対象外区間は80パーセントとする。）を対距離制区間、区間料金制区間又は別添６に掲げる高速道路の別に乗じて算出した額とし、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。(ただし、料金の額から10円を差し引いた額を上限とする。)

㈠　イ㈠のみの要件に該当する自動車

100－((Ｌ１－Ｌ’１）×Ｗ＋Ｌ’１×Ｗ’）÷Ｌ２（単位：パーセント）

㈠　上記式においてＬ１、Ｌ’１、Ｌ２、Ｗ、Ｗ’は､それぞれ次の数値を表すものとする。

Ｌ１：深夜割引時間帯毎の走行距離の合計（単位：キロメートル）

Ｌ’１：経過措置時間帯の走行距離（単位：キロメートル）

Ｌ２：走行距離（単位：キロメートル）

Ｗ：30

Ｗ’：20

㈡　イ㈡のみの要件に該当する自動車

100－（Ｌ１＋Ｌ２－1,000）×Ｗ÷Ｌ２（単位：パーセント）

ただし、上記式により算出した率が100－Ｗを下回る場合は100－Ｗとする。

㈠　上記式においてＬ１、Ｌ２、Ｗは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ｌ１：深夜割引時間帯毎の走行距離の合計（単位：キロメートル）

Ｌ２：走行距離（単位：キロメートル）

Ｗ：30

㈢　イ㈠かつイ㈡の要件に該当する自動車

100－((Ｌ１－Ｌ’１）×Ｗ＋Ｌ’１×Ｗ’１＋（Ｌ２－1,000）×Ｗ’２)÷Ｌ２(単位：パーセント)

ただし、上記式により算出した率が、100－Ｗ’２を下回る場合は100－Ｗ’２とする。

㈠　上記式においてＬ１、Ｌ’１、Ｌ２、Ｗ、Ｗ’１、Ｗ’２は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ｌ１：深夜割引時間帯毎の走行距離の合計（単位：キロメートル）

Ｌ’１：経過措置時間帯の走行距離（単位：キロメートル）

Ｌ２：走行距離（単位：キロメートル）

Ｗ：30

Ｗ’１：20

Ｗ’２：Ｌ１とＬ’１が同一である場合は20、Ｌ１がＬ’１より大きい場合は30

ハ　適用する期間

中日本高速道路株式会社が別に定める期間とする。

㉒　割引相互間の適用関係

イ　割引相互間の重複適用関係

①から③まで及び⑥から⑰までに定める割引相互間の重複適用関係は別添７のとおりとする。

ロ　重複適用無しと定めた割引の適用方法

別添７において重複適用無しと定めた割引のうち２以上の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

ハ　⑱及び⑳の割引相互間における重複適用関係

⑱と⑳の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑱は適用しないものとする。

ニ　⑲及び㉑の割引相互間における重複適用関係

⑲と㉑の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑲は適用しないものとする。

ホ　④と①、③、⑥、⑧から⑮まで、⑰、⑱又は⑳の割引相互間における重複適用関係

㈠　④と①、⑧又は⑫から⑭までは、重複して各々の割引を当該自動車に適用する。

㈡　④と③、⑥、⑨から⑪まで、⑮、⑰、⑱又は⑳の割引適用要件に該当する自動車の場合、④の割引は適用しないものとする。ただし、次の算式により算出した額が正の数となる場合は、これを中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより還元する。

Ａ－Ｂ

㈠　上記式において、Ａ、Ｂは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ａ：⑨、⑩又は⑪の割引を適用した額

Ｂ：④ロの㈠から㈢により算出した額